

事務事業 No./名称	■サービス部門 まち-01 都市政策事業 □支援部門								
主管課	まちづくり政策課		関連課						
分野名	市街地整備								
目標 (目標値)	計画的な土地利用と市民参画によるまちづくりを推進する。								
人口等のデータ	データ区分	23年度	22年度	21年度	備考				
	人口	177,204人	177,161人	176,669人	・各年4月1日 (住民基本台帳)				
	世帯数	79,217世帯	78,812世帯	78,131世帯					
運営資源状況	事業の対象者数								
	決算値(千円)	519	811	860					
	(国・県)								
	(負担金等)								
	(一般財源)	519	811	860					
	人員配置数	4.0	4.0	4.0					
	人件費(千円)	36,987	37,129	37,129					
協働のパートナー	まちづくり市民団体		まちづくり市民団体		まちづくり市民団体				
事務事業運営経費	総事業費(千円)	37,506	37,940	38,050					
	市民1人当りの経費(円)	212	214	215					
	対象者1人当りの経費(円)								
ベンチマーク (県内外自治体や民間団体との比較値)	団体名⇒	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	逗子市	横須賀市	葉山町	三浦市	
	まちづくり条例等の有無	○	○	○	○	○	○	○	
指標	評価	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	最終年度(年度)		
まちづくり条例等の見直し	○	目標値	条例の見直し	条例の見直し	条例の見直し	条例の見直し			
◎目標を達成 ○目標に向かって前進		実績値	見直し	見直し	条例改正				

評価のポイント

評価の視点	①効率性	事業費や人件費に削減余地はないか。	②妥当性	事業の目的と政策・施策体系の目標とが整合しているか。法的な根拠や公的関与の妥当性はあるか。
	③有効性	事業の成果が得られているか。事業を休止・廃止した場合影響があるか。	④公平性	受益機会が偏っていないか。受益者負担は公平・公正か。

中事業に含まれる小事業の評価(⇒個別事業の概要は裏面)

小事業名	H23決算値	評価	適切=○、要改善=△(評価の視点を参照)	⇒	方向性	A:充実・拡大 B:現状継続 C:改善・見直し D:統合縮小 E:廃止・休止
まちづくり推進事業	519千円	①効率性 ○ ②妥当性 ○ ③有効性 ○ ④公平性 ○	⇒	■A	□B □C □D □E	
	事業の概要	まちづくり条例等の見直し作業、まちづくり審議会の開催、自主まちづくり計画等の策定				
		①効率性 ②妥当性 ③有効性 ④公平性	⇒	□A □B □C □D □E		
	事業の概要					
		①効率性 ②妥当性 ③有効性 ④公平性	⇒	□A □B □C □D □E		
	事業の概要					
		①効率性 ②妥当性 ③有効性 ④公平性	⇒	□A □B □C □D □E		
	事業の概要					

事務事業の課題及び取組状況

H23年度の課題	まちづくり条例、開発事業等における手続及び基準等に関する条例の改正並びに非建築物系の土地利用に関する新規条例の制定に当たっては、改正骨子に対して寄せられた意見やまちづくり審議会からの意見を踏まえて作成する改正大綱によるパブリックコメントが必要である。
課題解決のための取組	改正骨子に対して寄せられた意見やまちづくり審議会からの意見を踏まえた改正大綱によるパブリックコメントを経て、条例の改正及び新規条例の制定を行った。
未解決の課題	今回の改正において規定した専門家派遣等の新たな項目の運用並びに市街地調整区域における土地利用規制等の項目について、検討が必要である。

中事業の評価と今後の方向性

中事業の評価	適切=○ 要改善=△ (評価の視点を参照)	①効率性 ○ ②妥当性 ○ ③有効性 ○ ④公平性 ○	今後の方向性	A:充実・拡大 B:現状継続 C:改善・見直し D:統合縮小 E:廃止・休止	※□事業完了
				市民主体のまちづくりを推進するため、法に基づく様々なツールの活用も視野に入れ、土地利用に係る施策を検討実施していく。	課長等名 まちづくり政策課長 芳賀 哲夫

(2面) 個別事業の概要

(単位:千円)

小事業名	ザイムスコード	個別事業名	23年度予算	23年度決算値	個別事業の評価結果
まちづくり推進事業	主な個別事業	247 まちづくり審議会委員報酬	246	210	■適切 □見直し余地あり
		248 まちづくり審議会委員報酬	410	52	■適切 □見直し余地あり
		247 まちづくり審議会委員報償	15	14	■適切 □見直し余地あり
		248 まちづくり審議会委員報償	25	9	■適切 □見直し余地あり
		247 都市政策専門員等報償	51	0	■適切 □見直し余地あり
		247 まちづくり条例に基づく専門家派遣謝礼	120	0	■適切 □見直し余地あり
		248 まちづくり条例に基づく専門家派遣謝礼	180	120	■適切 □見直し余地あり
	主な個別事業				□適切 □見直し余地あり
	主な個別事業				□適切 □見直し余地あり
	主な個別事業				□適切 □見直し余地あり
	主な個別事業				□適切 □見直し余地あり
	主な個別事業				□適切 □見直し余地あり